

令和2年度 第3回 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 次 第

- 日時 令和3年 2月17日(水)
午前10時30分～12時
- 会場 宇都宮市役所14階
14大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

<報告事項>

- (1) 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に関する意見への対応について
・・・資料1

<審議事項>

- (1) 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に対する答申(案)について
・・・資料2, 別紙1
- (2) 令和3年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)について
・・・資料3, 別紙2, 別紙3, 別紙4

4 その他

5 閉会

【配付資料】

- 資料1 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に関する意見への対応について
- 資料2 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について(答申)(案)
- 別紙1 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画(案)
- 資料3 令和3年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)について
- 別紙2 令和3年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画の主な取組一覧
- 別紙3 令和3年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)
- 別紙4 資源とごみの排出状況

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	宇梶 哲	宇都宮市議会議員	① 市議会議員
2	岡本 源二郎	宇都宮市議会議員	
3	内藤 良弘	宇都宮市議会議員	
4	成島 隆裕	宇都宮市議会議員	
5	原 千鶴	宇都宮市議会議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	②学識経験者
7	樋口 徹	作新学院大学教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③各種団体代表者
9	大金 勇夫	宇都宮市自治会連合会副会長	
10	野澤 克子	宇都宮市消費者友の会副会長	
11	増渕 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会会長	
12	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	④事業者
13	落合 正樹	公益社団法人宇都宮青年会議所専務理事	
14	高橋 克彦	株式会社東武宇都宮百貨店総務人事部部長	
15	津浦 幸雄	株式会社オータニ管理部部長	
16	平河内 一雄	株式会社ヨークベニマル築瀬店店長	
17	河本 聖業	陽南産業株式会社代表取締役	⑤廃棄物処理業者
18	深澤 智之	有限会社アタカサービス専務取締役	
19	大八木 延子	市民公募	⑥公募委員
20	高崎 光子	市民公募	

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に関する意見への対応について

◎ 趣旨

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）に関する意見の対応について報告するもの

1 一般廃棄物処理基本計画への外部意見（パブリックコメント）

(1) 概要

- ・実施期間：令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで
- ・提出方法：郵送，電子メール，FAX，持参
- ・公表場所：HP，行政情報センター，各地区市民センター，各市民活動センター，各生涯学習センター，ごみ減量課

(2) 実施結果

- ・提出件数：2名
- ・意見数：4件

(3) 計画への反映状況（市パブコメの分類基準に照らし合わせて分類）

区分	処 理 区 分	件数
A	意見の趣旨等を反映し，計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は，計画に盛り込み済みと考えるもの	3
C	計画の参考とするもの	1
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他，要望・意見等	
	計	4

(4) 意見の概要と意見に対する対応（案）

ア 意見の趣旨等は，計画に盛り込み済みと考えるもの

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	生ごみ処理機を利用すれば水分量を減らすことができるので，ごみ減量化には非常に有効だと考える。郊外の庭付き住宅などに対し周知啓発すべきである。	家庭系焼却ごみ組成分析調査によると，焼却ごみの中に含まれる生ごみは，38.9パーセントと多くの割合を占めることから，生ごみの減量化・資源化を図るため，p34の「家庭系生ごみの減量化の推進」を現行計画から継続する施策事業として位置付けております。 引き続き，排出段階において水切りの徹底を励行するとともに，家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進してまいります。

2	<p>外国人がごみの分別や出し方のルール等をきちんと理解することができるように、外国語での表記を日本語と併記するなど、グローバル化に対応した対策を進められたら良いと思う。</p>	<p>家庭系焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばい傾向にあり、正しい分別に関する理解を深める必要があると考えられることから、p33の「分別強化推進」を重点事業として位置付けております。</p> <p>行政情報が行き届きにくい世帯に向けて、様々な機会や場、媒体を活用し、さらなる分別協力度や分別精度の向上を図る中で、外国人については、6か国語から8か国語に拡大した外国語版チラシを用いるなど、ターゲットを捉えた効果的な周知啓発を行ってまいります。</p>
3	<p>小中学校での環境教育に行政が関わることもとても大切であるとする。例えば、宇都宮市内でのごみ量の推移やその費用、ごみの分別やリサイクルされている状況等をわかりやすく、パワーポイントなどを使った資料を用意するなどして、学校に赴いて職員の方が説明する方法もあると思う。</p>	<p>様々な世代を対象とした環境教育の充実が必要であることから、p33の「環境教育の推進」を現行計画から継続する施策事業として位置付けております。</p> <p>3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、次世代を担う子どもたちへの環境教育については、社会科補助教材の作成・配布、環境出前講座や施設見学会の開催など、環境教育の充実を図ってまいります。</p>

イ 計画の参考とするもの

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	<p>リサイクルされた物等を積極的に公共施設などに利用し、目に視える化をすることは、意識の高揚につながると考える。</p>	<p>再生品等については、現在も公共施設において活用しているところですが、今後、より一層の見える化が図られるよう、本計画を推進していく中で参考にさせていただきます。</p>

(案)

令和 3年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
会長 内藤 良弘

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和2年9月23日付け宮ご減第286号で諮問のあった「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について」は、別紙のとおり答申いたします。

【答申事項】

はじめに

近年、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心が高まり、廃棄物を取り巻く情勢の大きな変化が生じているほか、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加などの自然災害の発生リスクへの懸念が高まっています。

また、生活排水処理についても、生活排水処理施設の老朽化など社会環境の厳しさが増す中、良好な水環境の確保が求められています。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理及び生活排水処理の指針となる計画であることから、中・長期的な視点を踏まえ、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会情勢についても考慮し、計画を推進する必要があります。

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会は、このような基本的認識のもと、宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、令和2年9月23日に宇都宮市長から諮問を受け、3回の会議を開催し、議論を重ね、宇都宮市一般廃棄物処理基本計画を取りまとめましたので、以下の意見を付して答申とします。

1 基本方針・基本指標・基本施策について

(1) ごみ処理基本計画の基本施策について、普及啓発を行うことにより、ごみの発生抑制と再使用、再生利用を促進することができるため、「基本施策1-1 普及啓発の推進」を現行計画から順番を組み替えて、1番目にしたのは評価できる。

(2) ICTを活用した取組を推進することで、基本指標の目標値の達成を早められる可能性があることから、更なる取組の拡充を検討されたい。

2 施策事業について

(1) 分別強化を推進するにあたり、分別講習会の継続的な実施などにより、市民への働きかけを行うことが重要である。

(2) 行政情報が行き届きにくい世帯に対し、庁内関係部局と連携することで、様々な機会を活用しながら、周知啓発が強化されるよう検討されたい。

(3) 市民・事業者意識調査結果の中で、プラスチック製容器包装の分別がわかりにくいという意見があることから、市民によりわかりやすい周知ができるよう検討されたい。

(4) 拡充事業となっているフードドライブの通年実施について、より広く周知するため、市民の目に留まりやすい場所においても、受付を実施することを検討されたい。

3 資源循環プロジェクトについて

(1) 近年、世界的に関心が高まっている食品ロス削減や海洋プラスチックごみ対策が、一般廃棄物処理基本計画において、重点施策に位置付けられるとともに、プロジェクトとして推進を図る内容になっていることは評価できる。

4 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 本計画については、平時の状況を基準として策定するものであるが、令和2年度に引き続き、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う新しい生活様式の定着が予想されることから、資源とごみの排出に係る市民や事業者の行動パターンなどを考慮しながら計画を推進されたい。

(2) コロナ禍においては、マスクやティッシュ等が入った焼却ごみが排出されており、ごみ袋の空気を抜いて、破裂しないような排出方法を周知されているところであるが、ごみを収集する作業員やごみステーションの維持管理などの地域活動に従事している市民が、安全・安心に作業が行えるように、更に情報が行き届くよう周知を強化されたい。

令和 3 年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について

◎ 趣旨

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、「令和 3 年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成したことから、その内容について協議するもの

1 一般廃棄物処理計画について

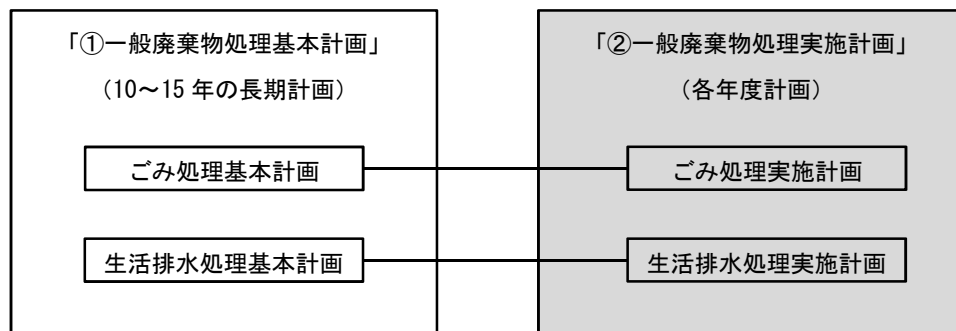
市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から成る）。

【一般廃棄物処理計画の構成】

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15 年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される



(1) 基本計画について

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定予定）】

ア 位置づけ

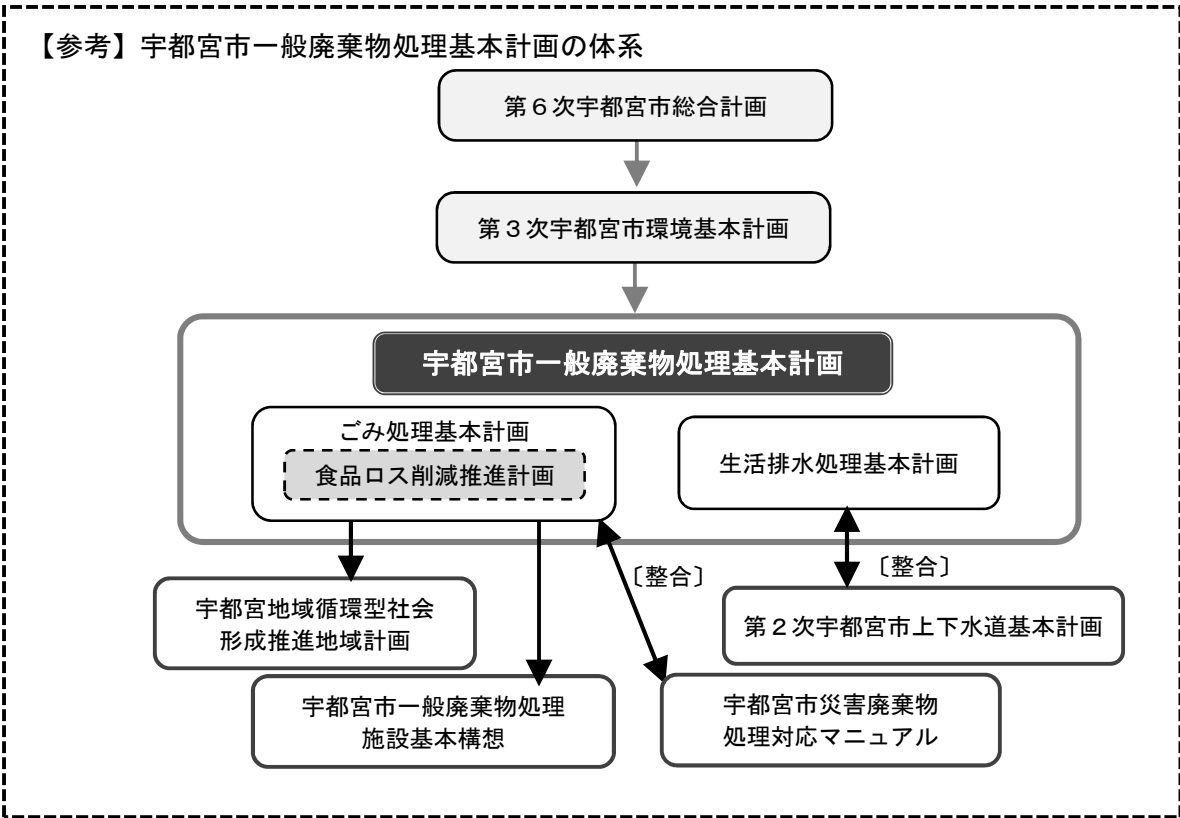
- ・ 本計画は、「第 6 次宇都宮市総合計画」や環境行政上の総合計画である「第 3 次宇都宮市環境基本計画」を上位計画としており、これらの計画及びその他関連計画と整合を図る。
- ・ 本計画に掲げた取組を着実に推進することで、SDGs の目標の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

イ 計画期間

15 か年（令和 3 年度から令和 17 年度）

ウ 策定期期

5 年ごとに改定



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

目標 6 安全な水とトイレを世界中に
 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
 目標 11 住み続けられるまちづくりを
 目標 12 つくる責任 つかう責任
 目標 13 気候変動に具体的な対策を
 目標 14 海の豊かさを守ろう
 目標 15 陸の豊かさも守ろう

(2) 実施計画について

現状の施策事業の取組状況等を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの

また、同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し、生活排水を適正に処理するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画】

ア 計画期間

1 か年（4月1日から）

イ 策定期期

2 月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制

2 令和3年度 ごみ処理実施計画（案）の概要について

(1) 基本指標の目標値

基本計画で掲げる基本指標について、下記の計画値（令和7年度）の達成を目指し、各施策事業の取組を実施する。

※令和元年度台風第19号による災害廃棄物量は除く。

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g／人・日）

	基準値 (R1)	計画値 (R3)	計画値 (R4)	計画値 (R5)	計画値 (R6)	短期目標 (R7)
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源物以外)	559	550	547	545	542	540

【基本指標2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）（t／年）

	基準値 (R1)	計画値 (R3)	計画値 (R4)	計画値 (R5)	計画値 (R6)	短期目標 (R7)
事業系ごみ排出量 (資源物以外)	43,425	42,600	42,300	41,900	41,400	41,100

【基本指標3】 最終処分量（埋立量）（t／年）

	基準値 (R1)	計画値 (R3)	計画値 (R4)	計画値 (R5)	計画値 (R6)	短期目標 (R7)
最終処分量	22,648	20,800	19,900	19,000	18,100	17,200

【参考】 市域における資源化状況確認項目

市域における資源化量※

現状値 (R1) : 29,911t/年

※行政回収量+集団回収量+市内一般廃棄物許可業者における資源化量

(2) 施策事業の取組

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画では、3つの基本指標の達成を目指すため、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と23の施策事業を展開しており、その実現に向け本計画において具体的な取組を実施する。

また、廃棄物の新たな課題に対応するため、資源循環プロジェクトを新たに設定し、「Project 1 食品ロス削減プロジェクト」、「Project 2 プラスチック・スマートプロジェクト（海洋プラスチックごみ対策の推進）」を掲げ、これらの施策について重点的に取組を推進する。

(主な重点施策)

食品ロス削減の推進

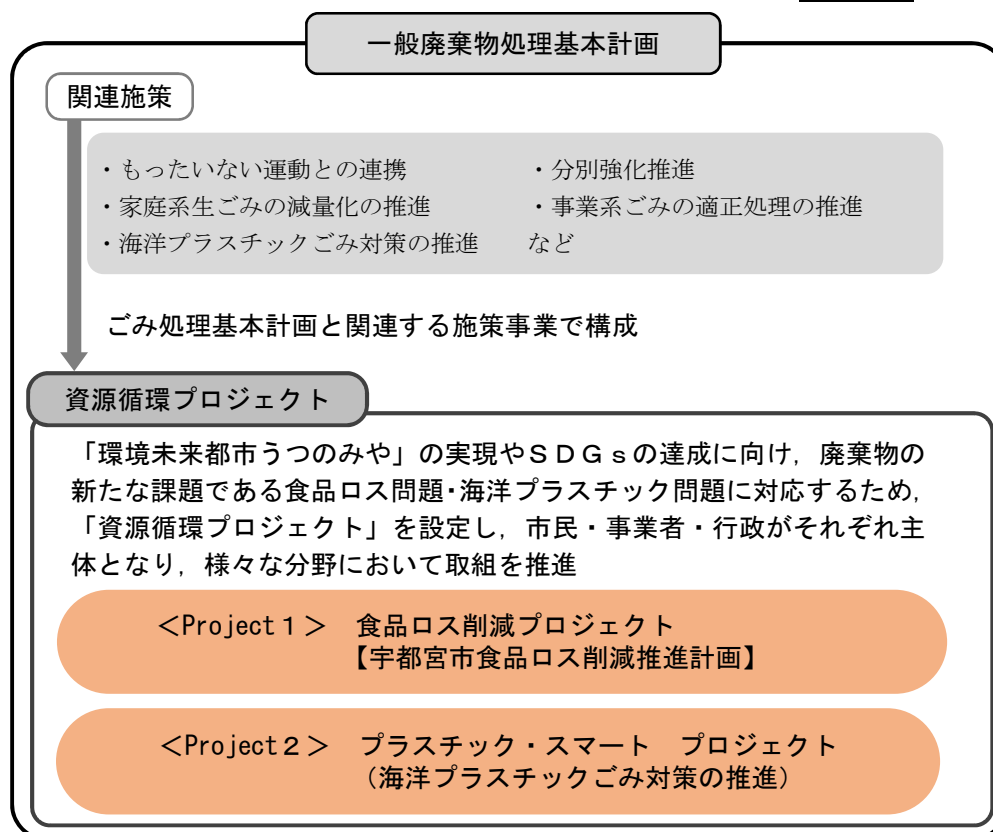
- ・ 本庁舎におけるフードドライブの通年実施
- ・ ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時における事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発

プラスチックごみの発生抑制の推進

- ・ 事業者と連携した生産・流通過程におけるプラスチックごみ削減に向けた周知啓発
- ・ “プラスチックとの上手なつきあい方”に関する意識醸成、行動変容を目的とした市職員向け行動方針の運用
- ・ プラスチック製品の効果的・効率的な資源化手法についての調査研究
- ・ ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時における事業者へのプラスチックごみ発生抑制の周知啓発
- ・ ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究

令和3年度宇都宮市ごみ処理実施計画における主な取組一覧

..... **別紙 2**参照



(3) 収集運搬・中間処理・最終処分体制

ア 収集運搬体制

- ・ 5種13分別の継続
- ・ 家庭系ごみについて、委託による行政収集の継続
- ・ 事業系ごみについて、排出者責任による自己搬入、又は一般廃棄物許可業者による収集運搬
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について、戸別訪問によるごみ収集を実施

イ 中間処理体制

- ・ クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原において焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- ・ 民間資源化施設において紙・布類等を資源化

ウ 最終処分体制

- ・ エコパーク下横倉において最終（埋立）処分

3 令和3年度 生活排水処理実施計画（案）の概要について

(1) 基本指標の目標値

基本計画で掲げる基本指標について、下記の計画値（令和7年度）の達成を目指し、各施策事業の取組を実施する。

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率（%）※1

	基準値 (R1)	計画値 (R3)	計画値 (R4)	計画値 (R5)	計画値 (R6)	短期目標 (R7)
生活排水処理 人口普及率	98.7	99.4	99.7	99.8	99.9	100.0

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

【基本指標2】 生活排水処理率（%）※2

	基準値 (R1)	計画値 (R3)	計画値 (R4)	計画値 (R5)	計画値 (R6)	短期目標 (R7)
生活排水処理率	95.7	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

(2) 施策事業の取組

宇都宮市生活排水処理基本計画では、2つの基本指標の達成を目指すため、2つの基本方針のもと、6つの基本施策と8つの施策事業を展開しており、その実現に向けて、令和3年度は主に以下の取組を重点的に実施する。

(主な重点施策)

生活排水処理施設の統廃合等の推進

- ・ 公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の管きょ修繕工事（止水対策）等の実施

合併処理浄化槽の適正管理の推進

- ・ 適正管理に向けた浄化槽台帳の整備

「令和3年度生活排水処理実施計画における取組一覧」・・・別紙2参照

(3) 収集運搬・中間処理・最終処分体制

ア 収集運搬体制

- ・ し尿は市の業務委託、浄化槽汚泥は許可業者による収集運搬を行う。

イ 中間処理体制

- ・ 東横田清掃工場の受入終了（令和3年9月予定）までは、川田水再生センターにおける下水汚泥との一体処理と並行して、東横田清掃工場における処理も継続して行う。
- ・ 東横田清掃工場の受入終了後は、全量を川田水再生センターにおいて処理する。

ウ 最終処分体制

- ・ 川田水再生センター及び東横田清掃工場から発生するし渣等については、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を行う。

令和3年度 宇都宮市ごみ処理実施計画における主な取組一覧

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本方針	基本施策	取組指標			施策事業	取組内容	Project1	Project2
			2019年度 (R1) 基準値・実績	2025年 (R7) 目標値				
発生抑制・再使用の促進	普及啓発の推進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数(件)	26,463	51,000	分別強化推進	<ul style="list-style-type: none"> スーパー店頭等や、イベントにおける周知啓発の実施 広報、ホームページ、分別アプリ等における情報の発信 分別チラシ、分別アプリの多言語対応の拡充による周知啓発の強化【拡充】 AI自動応答サービス「教えてミヤリー」導入による周知【新規】 		●
	発生抑制の促進 再使用の促進	市が実施したフードドライブの参加者数(人)	121	400	食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎におけるフードドライブの通年実施【新規】 自治会等における分別講習会や各種イベントによる食品ロス削減に係る周知啓発 市ホームページ、自治会回覧、広報、ごみ分別アプリ等を活用した「もったいない残しま10！」運動や「フードドライブ」等の周知啓発 「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進 ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時における事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発【拡充】 	●	
		※食品ロス削減推進計画と共通の指標とする。			プラスチックごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「もったいないレジ袋削減運動」の周知啓発 事業者と連携した過剰包装の抑制や詰め替え商品の利用促進の強化 各種媒体を通じた簡易包装の推進に係る周知啓発 事業者と連携した生産・流過程におけるプラスチックごみ削減に向けた周知啓発【新規】 “プラスチックとの上手なつきあい方”に関する意識醸成、行動変容を目的とした市職員向け行動方針の運用【新規】 プラスチック製品の効果的・効率的な資源化手法についての調査研究【新規】 ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時における事業者へのプラスチックごみ発生抑制の周知啓発【拡充】 ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究【新規】 		●
資源循環利用の推進	資源循環利用の推進	市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量(t)※	514	1,500	拠点回収事業による資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進 剪定枝の拠点回収による資源化の実施【拡充】 市民のリサイクルの醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発 資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進 		●
	市民・事業者主体による資源化の促進	市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催回数(回)	67	70以上	エコショップ等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を通じた「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」認定店における3R活動の取組紹介 認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進 ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究【新規】 	●	●
					事業系ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の主体的な資源化の取組を促進するための費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討 リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等に照らした安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究 事業系生ごみ処理機導入費補助制度についての調査研究【新規】 	●	
適正な処理の推進	適正な収集・処分体制の推進	行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入れを行った日数の割合(%)	100	100	災害廃棄物の適正処理に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> 「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証 検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備 		
	適正処理の推進	事業所への戸別訪問指導の実施率(%)	100	100	事業系ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業所に対する減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導 中規模事業所への戸別訪問指導【拡充】 搬入ごみの展開調査 展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導 廃棄物管理責任者研修会や産業廃棄物多量排出者等向け講習会等の開催による事業系ごみの適正処理に向けた周知啓発、情報の提供 	●	●

令和3年度 生活排水処理実施計画における取組一覧

基本方針	基本施策	取組指標	施策事業	位置付け	取組内容
生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	生活排水処理施設の整備推進	【生活排水処理人口普及率】 (R1基準値) 98.7% (R7目標値) 100%	1 公共下水道の整備推進	継続重点	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区の計画的な整備の実施 土地区画整理事業や道路事業と情報を共有した効率的な整備の実施
			2 合併処理浄化槽の整備推進	継続重点	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置費補助制度の継続実施と周知啓発 様々な広報媒体を活用した合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発 未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発 浄化槽法定検査の指定検査機関との情報共有や連携による啓発
	生活排水処理施設への接続促進	【生活排水処理率】 (R1基準値) 95.7% (R7目標値) 98.1%	3 生活排水処理施設への接続促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新規整備地区を対象とした、戸別訪問時の工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 未接続世帯を対象とする啓發文書の配付、未接続理由に応じた接続指導、未接続状態が長期化している世帯への重点化など、効果的な戸別訪問の実施 ハウスメーカーや指定工事店など、民間との協力体制による接続促進策の実施 接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知
	生活排水処理施設の適正管理	【浄化槽法第11条検査受検率】 (R1基準値) 72.1% (R7計画値) 87.3%	4 生活排水処理施設の統廃合等の推進	拡充重点	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の管きょ修繕工事（止水対策）等の実施【拡充】 改築・更新計画に基づく長寿命化工事の実施
			5 合併処理浄化槽の適正管理の推進	拡充重点	<ul style="list-style-type: none"> 法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施 適正管理に向けた浄化槽台帳の整備【拡充】
し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	安定した収集運搬の推進	【し尿・浄化槽汚泥処理量】 (R1基準値) 115.8kl/日 (R7見通し) 73.2kl/日	6 安定した収集運搬の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託による安定したし尿収集運搬の実施 許可業者による効果的で効率的な浄化槽汚泥収集運搬の実施
	安定した中間処理の推進		7 安定した中間処理の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> 川田水再生センターの受入施設や汚泥処理施設を適正に維持管理し、安定した中間処理を実施
	安定した最終処分の推進	【し渣焼却灰埋立量】 (R1基準値) - (R7見通し) 37.4t/年	8 安定した最終処分の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> 東横田清掃工場から発生する汚泥・し渣及び川田水再生センターの受入施設から発生するし渣について、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を実施

ごみ・資源物の排出状況(宇都宮市分)

別紙4

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減 (R1・R2比)
人口	人	518,767	519,631	520,197	520,189	519,255	518,864	▲ 391
世帯数	世帯	217,419	220,093	222,650	225,063	227,058	229,283	2,225

※10月1日の推計人口

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)	増減 (R1・R2比)	
家庭系 資源物以外	焼却ごみ	t	101,409	100,523	100,569	101,380	102,344	107,063	4,719
	不燃・危険ごみ	t	3,165	2,956	2,919	2,983	3,106	3,663	557
	粗大ごみ	t	1,083	1,156	1,234	1,322	1,506	3,361	1,855
	小計	t	105,657	104,635	104,722	105,685	106,957	114,087	7,130
	一人1日当たり	g/人・日	556	552	552	557	563	602	40
家庭系 資源物	ペットボトル	t	1,822	1,803	1,825	1,927	1,943	2,050	107
	びん・缶類	t	6,579	6,415	6,224	5,998	6,023	5,992	▲ 31
	プラ・白色トレイ	t	3,470	3,374	3,314	3,319	3,305	3,479	174
	紙布類	t	10,732	10,191	9,603	9,374	9,695	10,552	857
	小計	t	22,603	21,782	20,966	20,619	20,966	22,073	1,107
家庭系計	t	128,260	126,417	125,687	126,303	127,923	136,160	8,237	

事業系 資源物以外	焼却ごみ	t	43,160	43,163	42,985	42,573	43,881	38,077	▲ 5,804
	不燃・危険ごみ	t	107	111	138	177	254	237	▲ 17
	粗大ごみ	t	167	193	187	153	237	209	▲ 28
	小計	t	43,434	43,467	43,310	42,903	44,373	38,523	▲ 5,850
	一人1日当たり	g/人・日	785	781	780	783	796	806	10
事業系 資源物	ペットボトル	t	17	24	30	29	16	10	▲ 6
	びん・缶類	t	882	825	716	622	591	468	▲ 123
	プラ・白色トレイ	t	25	16	11	13	8	7	▲ 1
	紙布類	t	195	174	186	200	215	238	23
	小計	t	1,118	1,039	942	864	829	723	▲ 106
事業系計	t	44,552	44,506	44,252	43,767	45,202	39,246	▲ 5,956	

家庭系+事業系 資源物以外	焼却ごみ	t	144,569	143,686	143,554	143,953	146,226	145,140	▲ 1,086
	不燃・危険ごみ	t	3,272	3,068	3,057	3,159	3,361	3,900	539
	粗大ごみ	t	1,250	1,348	1,421	1,475	1,744	3,570	1,826
	小計	t	149,091	148,102	148,031	148,587	151,330	152,610	1,280
	一人1日当たり	g/人・日	785	781	780	783	796	806	10
家庭系+事業系 資源物	ペットボトル	t	1,839	1,827	1,855	1,957	1,959	2,060	101
	びん・缶類	t	7,461	7,240	6,939	6,620	6,614	6,460	▲ 154
	プラ・白色トレイ	t	3,495	3,390	3,325	3,331	3,313	3,486	173
	紙布類	t	10,927	10,364	9,790	9,574	9,910	10,790	880
	小計	t	23,721	22,821	21,908	21,483	21,796	22,796	1,000
家庭系+事業系計	t	172,812	170,923	169,940	170,070	173,126	175,406	2,280	
集団回収	t	9,860	9,195	8,472	7,837	7,254	6,018	▲ 1,236	
廃食用油	t	(35)	(34)	35	33	36	39	3	
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	1	1	1	1	0	
使用済小型家電	t	(71)	(85)	191	202	55	70	15	
剪定枝	t	(96)	(160)	323	341	389	830	441	
総排出量	t	182,672	180,118	178,963	178,484	180,861	182,364	1,503	

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

最終処分量

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)	増減 (R1・R2比)
焼却主灰	t	10,228	10,822	10,246	11,147	12,123	8,560	▲ 3,563
ばいじん	t	4,732	4,482	4,358	4,037	4,670	4,672	2
選別不燃残渣	t	5,504	5,185	5,190	5,328	5,490	5,555	65
溶融スラグ	t	40	113	105	131	422	2,295	1,873
最終処分量計	t	20,504	20,601	19,899	20,642	22,704	21,082	▲ 1,622

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資源化量・リサイクル率

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)	増減 (R1・R2比)
総排出量	t	182,672	180,118	178,963	178,484	180,861	182,364	1,503
リサイクルプラザ	t	6,525	7,084	6,227	5,823	6,021	5,330	▲ 691
ペットボトル	t	1,158	1,215	1,202	1,161	1,263	1,265	2
金属類(破碎・プレス)	t	3,684	4,050	3,572	3,430	3,611	3,126	▲ 485
ガラス類(カレット)等	t	1,683	1,818	1,452	1,232	1,148	939	▲ 209
エコプラセンター下荒針	t	2,951	2,849	2,736	2,573	2,828	2,838	10
プラ製容器包装	t	2,943	2,841	2,729	2,569	2,824	2,834	10
白色トレイ	t	8	8	7	4	4	4	▲ 0
(株)エスケーシー	t	10,940	10,328	9,693	9,492	9,839	10,739	900
紙布類	t	10,940	10,328	9,693	9,492	9,839	10,739	900
焼却処理後	t	2,406	1,723	1,863	1,146	552	699	147
焼鉄	t	150	150	151	148	149	231	82
溶融メタル	t	162	110	121	80	90	122	32
エコスラグ	t	2,094	1,463	1,591	918	313	346	33
集団回収	t	9,860	9,195	8,472	7,837	7,254	6,018	▲ 1,236
廃食用油	t	(35)	(34)	35	33	36	39	3
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	1	1	1	1	0
使用済小型家電	t	(71)	(85)	191	202	55	70	15
剪定枝	t	(96)	(160)	323	341	389	830	441
合計	t	32,682	31,179	29,542	27,448	26,976	26,564	▲ 412
リサイクル率	%	17.9	17.3	16.5	15.4	14.9	14.6	▲ 0.3P

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。